**特定非営利活動法人Yu-Gaku加茂スポーツクラブ 定款**

1. **総　則**

（名 称）

1. この法人は、特定非営利活動法人Yu-Gaku加茂スポーツクラブと称する。

（事務所）

1. この法人は、事務所を島根県雲南市に置く。

（目 的）

1. この法人は、地域住民に対して、健康・スポーツ活動の普及推進に関する事業を行い、スポーツの振興を図るとともに、子どもから高齢者、障がいのある方々まで地域住民の「健康づくり」「生きがいづくり」「コミュニティーづくり」に寄与するとともに健康で明るい町づくりに貢献することを目的とする。

（活動の種類）

第４条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
5. 子どもの健全育成を図る活動
6. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（活動に係る事業の種類）

第５条 この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

①総合型地域スポーツクラブ等事業

②施設の管理及び運営等を図る事業

③その他、目的達成のために必要な事業

1. **会 員**

（会員の種別）

第６条 この法人の会員は、次の３種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」と

いう。）上の社員とする。

（１） 正会員 この法人の目的に賛同して入会した、この法人の活動及び事業を推進する個人及び団体

（２） 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した、この法人の活動に参加する個人及び団体

（３） 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した、この法人の活動を賛助する個人及び団体

（入 会）

第７条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

２ 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３ 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格喪失）

第９条 正会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

（１） 退会したとき

（２） 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき

（３） 継続して１年以上会費を滞納したとき

（４） 除名されたとき

（退 会）

第１０条 正会員は、理事会が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除 名）

第１１条 正会員が次のいずれかに該当する場合には、理事会において理事の総数の３分の２以上の議決に基づき、除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に、弁明の機会を与えなければならない。

（１） この法人の定款又は規則に反したとき

（２） この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

（会費等の不返還）

第１２条 既納の会費その他の拠出金品は、返還しない。

1. **役 員 等**

（役員の種別及び定数）

第１３条 この法人に次の役員を置く。

（１） 理 事 ５人以上１５人以下

（２） 監 事 ２人以下

２ 理事のうち、１人を理事長、若干名を副理事長とする。

（役員の選任等）

第１４条 理事及び監事は、理事会において選任する。

２ 理事長、副理事長は理事の互選とする。

３ 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

４ 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

（役員の職務）

第１５条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

２ 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

３ 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

４ 監事は、次に掲げる業務を行う。

（１） 理事の業務執行の状況を監査すること。

（２） この法人の財産の状況を監査すること。

（３） 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

（４） 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

（５） 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（役員の任期）

第１６条 役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２ 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

３ 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

４ 理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（役員の解任）

第１７条 役員が次のいずれかに該当する場合には、理事会において理事総数の３分の２以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなくてはならない。

（１） 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

（２） 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（役員の報酬）

第１８条 役員は、その総数の３分の１以下の範囲で報酬を受けることができる。

２ 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３ 役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（顧問）

第１８条の２　この法人に顧問を若干名置くことができる。

２　顧問は、理事会に諮って理事長が委嘱する。

３　顧問は、この法人の運営について助言し、各種の会議に出席して意見を述べることができる。

４　顧問の任期の終了は、委嘱した理事長の退任と同時とする。

1. **総 会**

（総会の種別）

第１９条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（総会の構成）

第２０条 総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第２１条 総会は、以下の事項について議決する。

（１） 定款の変更

（２） 解散

（３） 合併

（４） 事業報告及び活動決算

（５）その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第２２条 通常総会は、毎事業年度１回開催する。

２ 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

（１） 理事会が必要と認めたとき。

（２） 正会員の５分の１以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

（３） 監事から第１５条第４項第４号の規定により招集があったとき。

（総会の招集）

第２３条 総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。

２ 理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その請求があった日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３ 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議項目を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第２４条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

（総会の定足数）

第２５条 総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）

第２６条 総会の議事は、この定款で特別に規定するもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、

可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会の書面表決等）

第２７条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

２ やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３ 前項の場合における前２条、第２８条第１項第２号及び第４５条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

（総会の議事録）

第２８条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１） 日時及び場所

（２） 正会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名（表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）

（３） 審議事項及び議決事項

（４） 議事の経過の概要及びその結果

（５） 議事録署名人の選任に関する事項

２ 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が、記名押印をしなければならない。

1. **理 事 会**

（理事会の構成）

第２９条 理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第３０条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

（１） 総会に付議すべき事項

（２） 総会の議決した事項の執行に関する事項

（３）入会金及び会費の額

（４）役員の選任または解任、職務及び報酬

（５）事業計画及び予算並びにその変更

（６）事務局の組織及び運営

（７）借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄

（８）その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第３１条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

（１） 理事長が必要と認めたとき。

（２） 理事の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電子メールをもって開催の請求があったとき。

（３） 第１５条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第３２条 理事会は、理事長が招集する。

２ 理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その請求があった日から１４日

以内に理事会を招集しなければならない。

３ 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第３３条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（理事会の定足数等）

第３４条 理事会は、理事の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

第３４条の２　理事会には、第２６条から第２８条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

1. **資産及び会計**

（資産の構成）

第３５条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

（１） 設立当初の財産目録に記載された資産

（２） 入会金及び会費

（３） 寄付金品

（４） 財産から生ずる収益

（５） 事業に伴う収益

（６） その他の収益

（資産の管理）

第３６条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

（会計の原則）

第３７条 この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第３８条 削除

（事業計画及び予算）

第３９条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経て定める。

（暫定予算）

第４０条 前条の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

２ 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（事業報告及び決算）

第４１条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、

毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければなら

ない。

２ 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（借入金）

第４２条 この法人が資金の借り入れをしようとするときは、理事会において２分の１以上の議決を得なければならない。

（事業年度）

第４３条 この法人の事業年度は、毎年、４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

1. **事 務 局**

（設置等）

第４４条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２ 事務局の職員は、理事長が任免する。

３ 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

1. **定款の変更、解散及び合併**

（定款の変更）

第４５条 この定款は、総会において正会員総数の２分の１以上が出席し、その出席者の４分の３以上の議決を経、かつ軽微な事項に係る変更以外のものについては、所轄庁の認証を得なければ変更することができない。

（解 散）

第４６条 この法人は、特定非営利活動促進法第３１条第１項第２号から第７号の規定によるほか、総会において正会員総数の２分の１以上の議決を経て解散する。

２ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能により解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければならない。

（残余財産の帰属）

第４７条 この法人が解散したときに残存する財産は、法第11 条第3 項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

（合 併）

第４８条 この法人は、総会において正会員総数の２分の１以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得て、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

1. **書類の備置き及び閲覧**

（書類の備置き）

第４９条 この法人は、毎事業年度初めの三か月以内に、前事業年度における次の書類を作成し、これらを、その作成日から起算して五年か経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に据え置かなければならない。

（１） 前事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び活動計算書

（２） 役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者について前事業年度における報酬の有無を記載した名簿）

（３） 社員のうち１０人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

（閲 覧）

第５０条 会員その他の利害関係人から次に掲げる書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

　一　前条第１号の事業報告書等

　二　役員名簿

　三　定款等

**第１０章 補 則**

（公 告）

第５１条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表及び法第３５条第２項に規定する合併の承認後の異議申し出の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

（委 任）

第５２条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附 則

１　この定款は､ この法人の成立の日から施行する｡

２　この法人の設立当初の役員は､ 次のとおりとし､ その任期は､ 第16条第１項の規定にかかわらず､ 平成２７年３月３１日までとする｡

 　理 事 長　　　深　田　徳　夫

 　副理事長　　　藤　原　慶　介

　 　 同　　　　 佐　藤　正　己

 　理　　事　　　山　崎　峯　夫

 　　 同　 　 　 廣　野　　優

 　　 同　　 　　長　谷　京　子

 　　 同　　　　 高　橋　美智子

　　　同　　　　 鳥　目　泰　史

　　　同　　　　 本　田　　剛

　　　同　　　　 栂　　　和　美

　　　同　　　　 和久利　清　治

　　　同　　　　 松　林　孝　之

　　　同　　　　 松　林　弘　美

　　　同　　　　 岡　　　啓　二

監　　事　　　 　梶　谷　喜与志

 　　 同　　　　 高　橋　正　樹

３　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は､ 第３９条の規定にかかわらず､ 設立総会の定めるところによる｡

４　この法人の設立当初の事業年度は､ 第４３条の規定にかかわらず､ 成立の日から平成２７年３月３１日までとする｡

５　この法人の設立当初の入会金及び会費は､ 第８条の規定にかかわらず､ 次に掲げる額とする｡

 (1)　年会費　・個人会費

幼児　　　　　６，０００円

　　　　　　　　　小中学生　　１２，０００円

　　　　　　　　　高校生以上　１５，０００円

 　　　　　　 ・家族会費　家族２人目からの加入は年会費４割減とする。

おためし会費

　　　幼児　　　　　１回体験　　　４００円

　　　　　　　　　　６回体験　２，０００円

　　　　　　　　　１２回体験　４，０００円

　　　小学生～中学生　１回体験　　　６００円

　　　　　　　　　　　６回体験　３，０００円

　　　　　　　　　　　１２回体験　６，０００円

　　　高校生以上　　　１回体験　　　８００円

　　　　　　　　　　　６回体験　４，０００円

　　　　　　　　　　１２回体験　８，０００円

附 則 この定款の変更は、所轄庁の認証の日（令和３年２月５日）から施行する。